

JRバス中国株式会社の幹線補助額の変更に伴う
令和7年事業年度「地域公共交通確保維持事業」の変更について

1. 内容

「地域公共交通確保維持事業」に係る計画の提出に際しては、山口市公共交通委員会において協議し承認を得ることが必要なため、昨年度第2回(令和6年6月)の本委員会書面審議において、令和7年事業年度(令和6年10月～令和7年9月)の「地域公共交通確保維持事業」についてお諮りし、委員全員から御承認いただいたところです。

また、その内容に変更が生じた場合にも、その都度、変更事項を本委員会に諮る必要があり、昨年度の本委員会第3回及び第5回書面審議にて変更事項についてお諮りし、委員全員からそれぞれ御承認をいただきました。

このたびは、以下の事由により変更が生じたため、すでに運輸支局へ提出済みの書類(表1・表2)及び国庫補助額にも変更が生じることとなりました。

【JRバス中国株式会社】

計画平均乗車密度の算定方法に誤りがあり、正しい数値に修正したところ、国庫補助系統4系統中3系統において、みなし運行回数が変更となった。

その結果、国庫補助額を変更する必要が生じたもの。

つきましては、変更が生じる表1・表2の内容について本委員会に諮るものです。

2. 協議資料

- ①表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域間幹線系統)
- ②表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域間幹線系統用)

※変更箇所には水色で色付けをしています。

表 1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者（地域間幹線系統）

令和 7 年 度

都道府県 (市区町村)	運 行 予 定 者 名	運 行 系 統 名 (申 請 番 号)	確保維持事業 に 要 す る 国 庫 補 助 額 (千円)	特 例 措 置
山 口 県	JRバス中国株式会社	(1) 山口駅～昭和町・ゆめタウン山口～防府駅	3,653.5	
	JRバス中国株式会社	(2) 防府駅～ゆめタウン山口・県庁・湯田温泉通～中尾口	5,707.0	
	JRバス中国株式会社	(3) 防府駅～ゆめタウン山口・県庁・湯田温泉通～山口大学	28,835.5	
	JRバス中国株式会社	(4) 山口駅～県庁・野田・明倫センター～東萩駅	13,835.5	
合 計			52,031	

- (注)
1. 本表に記載する運行予定系統を示した地図（運行予定系統が熊本地震被災市町村における応急仮設住宅の1キロメートル以内を経由することを図示したものを含む）を添付すること。
 2. 「特例措置」には、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域間幹線系統に係る特例措置の適用を受ける場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱別表2-5.ただし書きに該当する場合には「3」を記載する。
 3. 補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは曜日の違いによる運行回数以外に変更がない場合については、その旨を記載することで足りるものとする。（記載例「令和〇年度、令和〇年度については、令和〇年度事業から 土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」）